

下妻市

地域クラブ活動ガイドライン



令和7年9月
下妻市教育委員会

<目 次>

はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
1 ガイドライン策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
2 地域クラブ活動の在り方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
3 適切な運営や効率的・効果的な活動の推進・・・・・・・・・・・・	4
(1) 参加者	
(2) 運営団体・実施主体	
(3) 指導者	
(4) 活動内容	
(5) 適切な休養日の設定	
(6) 活動場所	
(7) 費用負担	
(8) 保険の加入	
4 学校との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
(1) 教育的意義	
(2) 情報の提供及び共有	
5 段階的な地域展開に向けた環境整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
(1) 検討体制の整備	
(2) 段階的な地域展開	
6 下妻市における総合的・計画的な取組・・・・・・・・・・・・・・・・	7
(1) 推進計画の策定	
7 大会等の在り方の見直し・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
(1) 生徒の大会等の参加機会の確保	
(2) 大会等の在り方	
(3) 大会等への参加の引率	
(4) 大会等の運営への従事	
(5) 生徒の安全確保	

はじめに

部活動は、学校の教育活動の一環として行われ、生涯にわたってスポーツや文化に親しむ能力・態度を育んできました。また、自主性や協調性、責任感、連帯感などを育成するとともに、心身の健全な育成に資することができる大変有意義な教育活動でもあります。

一方で、価値観の多様化や少子化、教員の大幅な世代交代といった時代の変化により活動する部員数の減少、指導する教員の専門性の低下、生徒や保護者のニーズの多様化など、解消すべき新たな課題にも直面しており、従前と同様の運営体制では、存続が厳しい状況となっています。

令和2年9月には、国から「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について」が示され、これまで教員の献身的な勤務により実施されていた部活動について、専門性のある指導者のもと、生徒・保護者のニーズに応じた指導の持続が難しいこと、休日を含め、教師の長時間勤務の要因であることなどの課題が指摘されております。

令和7年5月には「国の方向性～地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議より～」が示され、スポーツ庁、文化庁から「部活動を学校単位から地域単位の取組とする」という方向性とその具体的な期間が示されています。

このような状況に鑑み、下妻市では、令和5年2月に茨城県から示された「茨城県地域クラブ活動ガイドライン」を受け、あらたに「下妻市地域クラブ活動ガイドライン」を作成しました。

令和7年9月
下妻市教育委員会

－参考資料－

①学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について (令和2年9月公示)	→	
②国の方向性～地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議より～ (令和7年5月公示)	→	
③茨城県地域クラブ活動ガイドライン (令和5年2月公示)	→	

1 ガイドライン策定の趣旨

- (1) 本ガイドラインは、下妻市立中学校の中学生を対象とする部活動を地域クラブ活動へ展開するにあたり、その考え方を示すものであり、少子化の中でも、学校部活動が生徒にとって望ましいスポーツ・文化芸術活動環境となるようにするとともに、生徒が生涯にわたりスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる素地を養うことができるよう、新たな地域クラブ活動を整備するために必要な考え方を示すものである。
- (2) 学校部活動の教育的な意義や役割については、地域クラブ活動においても継承・発展させ、新しい価値が創出されるよう、学校教育関係者等と必要な連携を図りつつ、生徒の発達段階やニーズに応じた多様な活動ができる環境を整えることが必要である。
- (3) 下妻市内の中学生を対象としているため、各学校及び中体連等の大会を運営する団体においても、地域や競技団体等の実情に応じながら、環境整備に向けて取り組むことが望ましい。
- (4) 下妻市教育委員会（以下「市教委」という）においては、本ガイドラインに基づく取組状況について、定期的にフォローアップを行い、必要に応じて見直し・改善を図るものとする。

2 地域クラブ活動の在り方

学校部活動を含めた、生徒のスポーツ・文化芸術活動が持続可能なものとなるよう学校と地域との連携・協働により、新たに地域クラブを整備する必要がある。地域クラブ活動は、学校の教育課程外の活動として行われるため、社会教育法上の「社会教育」の一環として捉えることができ、また、スポーツ基本法や文化芸術基本法上の「スポーツ」「文化芸術」として位置付けられるものである。したがって、地域クラブ活動は、学校と連携しながら、学校部活動の教育的意義を継承・発展しつつ、新しい価値の創出を目指し、スポーツ文化芸術の振興の観点からも充実を図ることが重要である。

3 適切な運営や効率的・効果的な活動の推進

(1) 参加者

市内の中学校に通学している生徒を対象とし、従来の学校部活動に所属していた生徒はもとより、学校部活動に所属していない生徒も含め、希望する全ての生徒を対象とする。ただし、本市は、基本的にその部活動のフォローアップクラブをベースに地域クラブを運営していくこと念頭に置いているため、その競技部に所属していることが望ましい。

(2) 運営団体・実施主体

① 地域スポーツ・文化芸術団体等の整備充実

市教委は、関係者等の協力を得ながら、地域クラブ活動の運営団体及び実施主体の整備・充実を支援する。その際の運営団体・実施主体は、下妻市の持続可能な部活動及び地域クラブ活動の推進に寄与する団体を想定する。

② ガバナンスコードの周知

市教委は、スポーツ庁が示す『スポーツ団体ガバナンスコード＜一般スポーツ団体向け＞』を運営団体・実施主体に対して広く周知する。

【※スポーツ団体ガバナンスコードとは中央競技団体以外のスポーツ団体が適切な組織運営を行う上での原則・規範を示すものです。】



④ スポーツ団体
ガバナンスコード

③ 関係者間の連携体制の構築等

下妻市地域クラブ活動展開推進協議会において、定期的・恒常的な情報共有・連絡調整を行い、緊密に連携する体制を整備する。また、地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、年間の活動計画及び毎月の活動計画を策定し、公表するとともに、地域クラブ活動中の生徒同士のトラブルや事故等の対応を含む管理責任について明確にし、共通理解を図ること。

(3) 指導者

① 指導者の専門性や資質・能力の向上

ア 地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、生徒にとってふさわしい地域クラブの環境を整備するため、市教委等やスポーツ団体と連携し、茨城県の指導者人材バンク等も活用しながら、専門性や資質・能力を有する指導者の確保に努めること。

イ 指導者は、生徒を安全・健康管理面及び教育面で支えるため、有資格の指導者と連携し、各種の研修及びスポーツ関係団体、自治体が主催する講習会等に積極的に参加するよう努めること。

ウ 運営団体等は、指導者に暴力等の問題など、コンプライアンス違反となるような行動が見られた場合には、J S P O等の統括団体が設置した相談窓口を活用し、公平・公正に対処すること。

② 適切な指導の実施

ア 地域クラブの運営団体・実施主体は、文部科学省が平成25年5月に作成した「運動部活動での指導のガイドライン」に準じ、参加者の心身の健康管理、事故防止を徹底し、体罰・ハラスメントを根絶すること。

イ 指導者は、「運動部活動での指導のガイドライン」に準じ、生徒と十分なコミュニケーションを図りつつ、適切に休養を確保し、過度の練習を防止すること。合理的かつ効率的・効果的なトレーニングを導入・推進すること。

ウ 地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、スポーツ競技の校区内統括団体又は、学校部活動に関わる各分野の関係団体等が作成する「指導手引」を活用して指導を行うこと。

エ 地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、必要に応じて、中学生の発達段階に係る専門的知見を有する保健体育担当の教師や養護教諭等の協力を得て、発達の個人差や成長段階における体と心の状態やスポーツ栄養等に関する正しい知識を習得するよう努めること。

③ 指導者の確保

ア 上記の①及び②を念頭におきながら、地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、退職教師、兼職兼業を希望する教師、部活動指導員となっている人材等を活用し、競技や指導の経験のある指導者と併せ、地域クラブ活動が適切に運営できる指導者を確保すること。

イ 市教委は、国や県が示す兼職兼業に係る手引き等を参考にしつつ、地域クラブ活動での指導を希望する教師等が、円滑に兼職兼業の許可を得られるよう、規定や運用の改善を行う。また、兼職兼業を許可する際には、本人の意思を十分に確認、尊重するとともに、学校運営に支障がないことも勘案して許可する。

ウ 地域クラブ活動の運営団体・実施主体において、教師等を指導者として雇用する際には、異動や退職等があっても継続的・安定的に指導者を確保できるように留意すること。また、兼職兼業に係る労働時間等の確認を行うに当たっては、厚生労働省の「副業・兼業の促進に関するガイドライン」も参照しながら適切な労務管理に努めること。



⑤運動部活動での指導のガイドライン



⑥副業・兼業の促進に関するガイドライン

(4) 活動内容

ア 地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、生徒の志向や体力等の状況に適したスポーツ・文化芸術に親しむ機会を、指導体制に応じて段階的に確保すること。また内容等を生徒や保護者・地域住民に広く周知すること。

(5) 適切な休養日の設定

ア 地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、活動計画を策定する際に『下妻市部活動の運営方針』に定める休養日及び活動時間等の設定に準じて適切に休養日や活動時間を設定すること。

イ 休養日及び活動時間については、複数の学校の在籍生徒で構成されることを鑑み、参加者が在籍するそれぞれの学校の実態を踏まえ、必要に応じて、各学校とも連絡調整を行いながら適切に設定する。

(6) 活動場所

ア 地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、地域の中学校・県立附属中学校をはじめとして、小学校や統合校施設、公共のスポーツ文化施設、社会教育施設等を幅広く活用し、活動場所の確保に努めること。

イ 市教委は、学校施設の管理運営について、業務委託や学校施設開放利用システム等を取り入れ、当該団体等の安定的・継続的な運営を促進するとともに学校の負担なく、学校施設の円滑な利活用ができるよう努める。

(7) 費用負担

ア 地域クラブの運営団体・実施主体は、生徒や保護者、地域住民の理解を得つつ活動の維持・運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な会費を設定すること。

イ 市教委は、施設利用料の減免や送迎面での配慮などの支援を行うとともに、経済的に困窮する家庭の生徒の地域クラブ活動への参加費用負担の支援等の取組を進める。

ウ 市教委は、地域クラブ活動の運営団体・実施主体が、企業等の協力を得て、企業等有する施設の利用や設備・用具・楽器の寄付等の支援を受けられる体制の整備を進める。

エ 地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、「スポーツ団体ガバナンスコード＜一般スポーツ団体向け＞」に準拠し、公正かつ適切な会計処理を行い、組織運営の透明性を確保するため、関係者に対する情報開示を適切に行うこと。

(8) 保険の加入

ア 地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、指導者や参加する生徒等に対し、自身の怪我等を補償する保険や個人賠償責任保険への加入を義務付けること。その際、分野・競技特性及びこれまでの怪我や事故の発生状況等を踏まえて適切な補償内容・料金である保険を選定すること。

4 学校との連携

(1) 教育的意義

ア 地域クラブ活動は、青少年のスポーツ・文化芸術活動が有する教育的意義のみならず、これまで学校部活動が担ってきた生徒の望ましい成長を保障していく観点においても、役割を継承・発展させ、新しい価値が創出されるよう、学校・家庭・地域の相互の連携・協働の下、教育的機能を一層高めていくことが求められる。

(2) 情報の提供及び共有

ア 地域クラブ活動と学校部活動の間では、活動内容や指導者に差異が生じるため、地域クラブ活動と

学校部活動との間で、活動方針や活動状況等の共通理解を図るとともに、日々の活動状況に関する情報共有等も綿密に行うことが望ましい。その際、兼職兼業により指導に携わる教師の知見も活用するなど効率的・効果的に情報共有を行い、参加者や保護者等に対しても丁寧な説明が行われるよう配慮すること。

- イ 市教委は、地域クラブ活動が適切に行われるよう、その取組状況を適宜把握し、必要な助言指導を行うとともに、地域で実施されている地域クラブ活動の内容等を生徒や保護者に周知するなどして、生徒が自分にふさわしい活動を選択できるように努める。

5 段階的な地域展開に向けた環境整備

(1) 検討体制の整備

- ア 市教委は、地域展開を円滑に進めるための協議会を設置し、アンケートなどを通じて生徒及び保護者・教職員のニーズを適宜把握しながら、段階的な地域展開に向けた環境の整備方法等を検討し実行する。
- イ 学校は、生徒の教育や健全育成に関する専門性と実績を活かし、市教委や地域クラブの運営団体・実施主体と協力・協働して、段階的な地域展開に向けた環境の整備に取り組む。

(2) 段階的な地域展開

- ア 地域展開に向けては、多様な団体により、活動の場の確保や地域クラブに指導者を配置する等、持続可能なクラブ活動の運営体制を整備する。
- イ 市教委及び学校は、部員数が少なく自校での部活動運営が困難な場合や顧問を配置することが困難な場合など、既に合同部活動で活動している部活動や拠点校部活動等での活動が適切である部活動から優先的に地域クラブ活動への展開ができるように努める。
- ウ 市教委及び学校は、地域クラブへの展開前の部活動においても、必要に応じて合同部活動や拠点校部活動にて部活動を運営したり、部活動指導員等を適切に配置したりすることにより、生徒の活動環境を確保することに努める。

6 下妻市における総合的・計画的な取組

(1) 推進計画の策定

- ア 市教委は、国及び茨城県から出される方針や今後の動向を注視しながら、取組の背景や方針、具体的な取組の内容、スケジュール等を網羅した推進計画を策定する。策定後は、学校、保護者、地域住民、関係団体等へ周知し、理解と協力を得られるよう取り組む。
- イ 市教委は、優先的に地域クラブへ展開した部活動を先行実施のモデルとして、その成果や課題を精査し、後に続く地域展開がより円滑に進められるよう、必要に応じて推進計画等についても見直しや改善を図る。

7 大会等の在り方の見直し

(1) 生徒の大会等の参加機会の確保

- ア 大会等の主催者は、生徒の参加機会の確保の観点から、大会の参加資格を学校単位に限定することなく、合同チームや地域クラブ活動からも参加できるように、大会の在り方について見直しを行うことが求められる。

イ 大会等の主催者は、学校部活動と地域クラブ活動が混在する状況に鑑み、公平・公正な大会参加機会を確保できるよう、参加登録の在り方を決定し、広く周知することが望まれる。

ウ 学校及び地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、各種大会の参加登録の在り方を確認するとともに、その情報を生徒及び保護者に周知し、生徒が二重登録等の理由で大会に参加できないことがないよう、生徒や保護者の意思を十分に確認すること。

(2) 大会等の在り方

ア 市教委、学校及び地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、週末等に開催される大会等に参加することが望ましいが、生徒や保護者及び指導者の過度な負担にならないよう、参加する大会等が適正な回数となるよう精選する。

イ 大会等の主催者は、例えばリーグ戦の導入や、能力別にリーグを分けるなどの工夫により誰もが参加機会を得られるよう配慮する。

(3) 大会等への参加の引率

大会等の主催者は、生徒の安全確保等に留意しつつ、できる限り教師が引率しなくても良い体制の整備を進めるため、指導者や部活動指導員の引率についても大会等の規定に位置づけることが求められる。

(4) 大会等の運営への従事

ア 大会等の主催者は、自らの団体等に所属する職員に、大会運営を担わせることを基本とし、人員が不足する場合は外部委託するなど、適切な体制を整えることが望ましい。また、参加団体の指導者に審判員等での大会運営への参加を求める際には、大会等の主催者のスタッフとして委嘱し、主催者の一員として従事することを明確にする。

イ 市教委及び校長は、大会運営に従事する教師等の服務上の扱いの明確化や兼職兼業の許可について、適切な服務監督を行う。また、地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、必要に応じて大会運営等に従事する指導者の兼職兼業等の適切な勤務管理を行うこと。

ウ 市教委及び校長は、教師等が実費弁済の範囲を超えて報酬を得て大会運営に従事することを希望する場合は、兼職兼業の許可を含めた適切な勤務管理を行う。この際、学校における業務への影響の有無、教師等の健康への配慮から、学校での職務負担や大会運営に従事する日数等を確認した上で、兼職兼業の許可の判断を行う。

(5) 生徒の安全確保

ア 大会等の主催者は、大会等の開催時期について、夏季であれば空調設備等の整った施設を会場として確保すること。空調設備等の整った施設及び環境を確保できない場合は、夏季の開催を避けることが望ましい。

イ 大会等の主催者は、大会等の開催が可能な環境基準として、環境省熱中症予防情報サイト上の暑さ指数等の情報に十分留意し、気温・湿度等の環境条件に配慮したものとし、暑さ指数（WBGT）が31以上の場合は、中止の判断をする。

ウ 大会等の主催者は、天候不順等の理由で大会日程が過密になった場合について事前に協議しておき、試合数の調整や、大会打ち切りなど、生徒の体調管理を最優先にして対応する。

【参考文献】

- ①学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について 文部科学省
- ②国の方向性～地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議より～ スポーツ庁
- ③茨城県地域クラブ活動ガイドライン 茨城県教育委員会
- ④「スポーツ団体ガバナンスコード＜一般スポーツ団体向け＞」 スポーツ庁
- ⑤運動部活動での指導のガイドライン 文部科学省
- ⑥副業・兼業の促進に関するガイドライン 厚生労働省
- ⑦茨城県部活動の運営方針（改訂版） 茨城県教育委員会
- ⑧下妻市部活動運営方針 下妻市教育委員会
- ⑨龍ヶ崎市地域クラブ活動ガイドライン 龍ヶ崎市教育委員会

【下妻市地域クラブ活動ガイドライン】

令和7年9月 初版発行

発行：下妻市教育委員会

編集：下妻市教育委員会 学校支援課